**別記様式第 10 号** (第 23

とはなりません。

複数の組合を通じて実習生を受け入れてい る場合、それぞれの組合からの提出(報告 人数も組合ごとの人数)が必要です。

(日本工業規格A列4)

受理番号

## 平成 30 年度報告用記載例

計画認定申請上の実習開始予定年月 日が平成31年3月20日であっても、

諸般の理由で<mark>実習の開始が 4 月以降</mark> にずれ込んだ場合には今時報告対象

実 施 状

況 報 法人の場合には法人の代 表権を有する役職印の押 <mark>印</mark>が必要です(私印不可)。

2019年

30日 4 A

株式会社法務厚労工業

代表取締役社長 法務 一郎

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体 労働厚生協同組合

理事長 厚労一郎

3月31日)

2 ()

(A)

外国人の技能実習の適正な実施及び技 おり技能実習の実施の状況に関する報告

実習実施者届出書で報告している技能実習開始日(平成30年4月1 日以降)を始期に、終了日(平成31年3月31日まで)を終期とし て記載してください。

年度の途中から新技能実習生の受入れを開始する場合には、最初の 新技能実習生に係る技能実習計画開始日(入国後講習開始日)を記 載願います。

受理番号は必ず記載して 下さい。

1 報告対象技能実習事業年度

① 実習実施者届出 受理番号

実1801012345

(ふりがな)

かぶしきがいしゃ ほうむこうろうこうぎょう

30年度 30年 5月10日 ~

平成 30 年度内に実習を修了 した新技能実習生(旧技能実

法式会社 法務厚労工業

100 - 8916

習生は不要)の受検状況を記 [京都千代田区霞ヶ関1-2-2(電話 3— ●●●● — ●●●● )

31年

載して下さい。 3 報告

14人(第1号 4人、第2号

必ず、<u>(A)=(a)-(b)</u>となるよう

にしてください。

8人 第3号

定等受検

4 技

状況

2 実習実

施者

試験区分

象者数(A) やむを得な

(A) = (a) - (b)

(B/A)

(1) H

平成30年度内に受入れた新技能実習生の実人数を記載して下さい。

※旧技能実習生、平成30年度末時点で入国後講習中(業務を開始していない)の者は含めないでください。 各号の人数は平成30年度内に最終的に属していた号数で計上し、二重計上にならないよう注意してください。

**下受検者数** 

例1:年度当初第1号、年度途中から第2号になったもの。 ➡ 第2号で計上。

例2:年度当初第1号、年度途中から第2号になり年度途中で帰国により実習終了。➡ 第2号で計上。

例3:年度途中に第1号で来日、年度途中で所在不明となり実習終了。➡ 第1号で計上。

優良な実習実施者として<mark>優良枠を使った受入のある場合には、「優良要件適合申告書(参考様式 1-24 号)(3/31</mark>

<mark>現在)」**の提出**も必要になります (注意6参照)。</mark>

	試験区分				受検者数(A)		合格者数 (B)		合格率 (B/A)	
	④ 3 級程度 (第 2 号修 了者) 学科			学科		0人		0人		0 %
	- <mark>7</mark>	<mark>意様式</mark>	t)を	作成してく	こは <mark>別紙(任</mark> ださい。 <mark>ダず記載</mark> して	0人		0人		0 %
5 実施体 制		くださ			者名		受講講習名			受講年月日
	① 養習責任者 技能 の講習受講歴					技能実習責任者講習		3 0	年2月10日	
	② 技能実習指導員 の講習受講歴 ③ 生活指導員の 講習受講歴				実習 妙子		技能実習指導員講習		30年1月25日	
					業務 次郎	次郎 生		生活指導員講習		30年3月12日
Ψ					ください。 数させてくだ	<mark>さい。</mark> 対能	実習生	第2号技能実習	習生	第3号技能実習生
<b>分園</b> 水口		支絲	総額	i L			円/月	F	円/月	円/月
		支給項目	基本給	基本給			円/月	F	円/月	円/月
		目	7	その他 (	)		円/月	F	円/月	円/月
				その他 (		ヶ月を超える		加時で又	円/月	円/月
	①支給		諸手当	通勤手当	定	われる期末手対象月数で除額を記載くだ	した一月	当たりの	円/月	円/月
	給・控除	_		期末手当	(賞与)		円/月	F	円/月	円/月
	除 			その他		間を除く。)	で記載下さ	い。		対月・入国後講習期 √平成 31 年 3 月 31
時間外勤 <u>夜勤務手</u> 勤手当こ 載くださり	当、(d ちら	七日出		( その他 ( 切りませる	)	<mark>行方不明とな</mark> なり得ます(	でった実習 <u>が</u> (入国後講		ラ支給 目前な(	
			割増賃金	超過勤務	于ヨ )	宿日直手	円/月 <mark>当、交替手</mark> :	F <mark>当はこちらに記載く</mark>	円/月 ください	円/月
				( (	)		円/月	F	円/月	円/月

	控除総額				The state of the s	円/月	円/月	
	控除項目	経費・社会保険・税	食費		円/月	控除総額と控除項目の   を必ず一致させてくだ	ТШ / Ц	
			居住費		円/月	円/月	円/月	
			水道・光熱費		円/月	円/月	円/月	
			所得税		円/月	円/月	円/月	
			住民税		円/月	円/月	円/月	
				皆技能実習開始時		円/月	円/月	
			労働保険 プレガ	<mark>寺の基本給との比</mark> c場合には13% <mark>載</mark> して下さい。			円/月	
			そのW 113	3% ተ1. 13 ወ	)ようには記載し	ないでくだ	円/月	
			その他	)	円/月	円/月	円/月	
第 2			3行時			%		
給率	② 昇			<mark>g生</mark> の人数を母数と	して下さ		%	
3						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
③ 労働 時 間	I I	多発	する機構地方事務所等認 を防止するための実効性 ついて <mark>理由書を提出する</mark>	tのある対策を講じ	ているこ 月	<mark>入れた総数を記載</mark> してく	度他の実習実施者から転籍できたさい。下欄(登録の有無)にタルサイトに監理団体を通じては有に〇して下さい。	
7行方不明者の発生状況				 行方不明者	*\JEJ7 71	行方不明率	7. 1 %)	
8他の実習実施者における技能実習の 継続が困難となった技能実習生の受入 れ状況及び実習先変更支援ポータルサ イトへの登録の有無			人数			10人		
			登録の有無 有・ 無					
9 地域社会と の共生に向け				概要				
た取組の実施 ① 日本語学習支援			日本語学校通学者に対して、授業料の一部〇〇円を支援した。					

状況	状況	②地域社会との交流の 機会提供	2月に実施された町の野球大会に実習生を交えたチームを編成し参加した。また、大会後に行われた懇親会にもチームで参加した。
		③日本文化を学ぶ機会 の提供	3月に○○美術館で開催していた日本画展の見学ツアーを企画し 多数の技能実習生が参加した。
- 1		·	

労働厚生協同組合

職名:技能実習報告係長

氏名:機構太郎

住所:千代田区霞が関1-1-1 電話:03-1234-5678

<u>業種:大分類(E、製造業)</u>

小分類(099、その他の食料品製造業)

10. 借去

- ・報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先、
- ・日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号 及び名称を記載してください。
  - ※<mark>別記様式第1号「技能実習計画」の「1⑦業</mark> 種」欄と同じ内容を必ず記載してください。

その他伝達事項があれば、併せて記載して下さい。

- 2 1 欄は、報告を行おうとする技能美質事業年度について記載すること。
- 3 3欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習実施者における技能実習を終了(実施困難時届出書を提出した場合を含む。) した技能実習生及び報告対象技能実習事業年度末に技能実習を行っている技能実習生について記載すること。
- 4 4欄は、報告対象技能実習事業年度内に技能実習の各段階を修了し、又は修了する予定であった技能実習 生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の 技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度分の本報告書に計上すること。

また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。

- 5 5欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 6欄の①は、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、1名当たりの平均を算出した上で記載すること。なお、支給総額は、税等控除前の支給額をいい、現金支給額ではないことに注意すること。
- 7 6欄の②は、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に第2号技能実習又は第3号技能実習への移行があった者について、移行前後の基本給(基本賃金等の固定的給与)を 算出し、1名当たりの平均を記載すること。
- 8 6欄の③は、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、1名当たりの平均を算出した上で記載すること。
- 9 7欄は、報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった技能実習生について記載し、行方不明率については、3欄の記載の対象となる報告対象技能実習生を分母として算出し記載すること。
- 10 8欄は、他の実習実施者が技能実習を行わせていた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることとなった者について記載すること。
- 11 9欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ 添付すること。
- 12 10 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 13 第3号技能実習を行わせている実習実施者又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第16条第2項の規定の適用を受ける実習実施者については、同令第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

## ワンポイントアドバイス

- 問) 旧制度下の技能実習生についても計上する対象となるか。 答) 新制度における技能実習生のみを計上してください。
- 問)報告が必要となる対象期間はいつからいつまでか。<br/>
- 答)平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に技能実習を実施した技能実習生が いる場合に報告が必要になります。
- 問)在籍する全ての技能実習生の技能実習が平成31年2月28日に終了しすでに帰国している が報告は必要か。
- 答)必要です。
- 問)技能実習生が平成31年3月15日に入国し同年4月14日まで入国後講習に参加したが報 告対象となるのか。
- 答)入国後講習中の者は報告対象に含まれません。
- 問)個人経営だった実習実施者が年度途中で法人なりした場合には報告は別々に必要か。
- 答) 雇用条件が変わらなければ報告は1通で構いません。
- 問)企業単独型技能実習生と団体監理型技能実習生の両方を受け入れている場合には報告はそれ ぞれ必要か。
- 答)それぞれ1通ずつ必要です。

## 「支給総額」欄の計算例

平成30年4月1日~平成31年3月31日の間に、技能実習生数を4名(A~D)雇用した(全員1号実習生)場合であれば、 「支給総額」欄には、年度中に在籍した実習生のそれぞれの月平均支給総額の平均値を記載する。

※ただし、平成31年3月31日までに、入国後講習中又は端数月分の給与しか発生しなかった者は計算に含めないでください。

24万円(A実習生) + 21.5万円(B実習生) = 45.5万円 45.5万円 - 2人 = 22.8万円(C, Dは計算に含めない。) 記載金額



10/1

11/1

12/1

12万円

入国後講習